

<報道発表資料>

令和8年3月3日

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
ライオンズクラブ国際協会335-C地区

きょうと「こどもみらい笑顔便」の 北区・上京区・左京区・南区での実施

京都市では、令和2年11月、「社会福祉法人京都市社会福祉協議会」及び「ライオンズクラブ国際協会335-C地区」と、「子育て家庭への食品配送・見守り活動等」（愛称：きょうと「こどもみらい笑顔便」）に関する協定を締結しました。

この協定に基づき、これまで上京区、左京区、下京区、南区、右京区及び西京区の一部地域において、配送を実施しています。

この度、北区、上京区、左京区、南区での配送実施に向け、梱包作業を行います。

【配送実施 概要】

1 梱包作業について

(1) 梱包作業

ア 南区

日時：令和8年3月10日(火)午前10時～11時頃※作業完了次第終了

場所：ひと・まち交流館京都 2階 大会議室

(〒600-8127 下京区西木屋町通り上ノ口上る梅湊町83-1)

イ 北区・上京区・左京区

日時：令和8年3月17日(火)午前10時～11時頃※作業完了次第終了

場所：ひと・まち交流館京都 2階 大会議室

(〒600-8127 下京区西木屋町通り上ノ口上る梅湊町83-1)

※取材を御希望の場合は、前日までに子ども家庭支援課へお知らせください。

(2) 梱包品（配送品の例）

米、レトルト食品、菓子類など常温管理が可能な食品や、文房具、日用品等

※配送物と合わせて、行政の支援施策や地域の取組等の支援情報等を同封予定

2 事業概要

食品配送やLINEアプリ等を活用した情報発信等により、支援を必要とする家庭に対し、気軽に相談できる関係づくりを進めるとともに、対象家庭の「課題」や「困り」に気づいた際は、相談内容に応じて行政機関や地域で取り組まれる様々な支援等へつなぐことを目指す取組です。

(1) 対象世帯

北区、上京区、左京区、南区の対象地域（8小学校区を予定）の支援を必要とする世帯

(2) 利用申込

支援を必要とする家庭に対し、本市から小学校を通じて案内チラシを配布し、周知を行います。利用を希望する御家庭はLINEアプリ等により、事務局（京都市社会福祉協議会）へ申込みを行います。

(3) 配送・支援へのつなぎ

世帯毎に梱包した食品等を配送スタッフが配送します。また、配送の際の見守りやLINEアプリ等を活用した情報発信等により、気軽に相談できる関係づくりを進めるとともに、取組を通じて対象世帯の「課題」や「困り」に気づいた際は、相談内容に応じて、行政機関や地域で取り組まれる様々な支援等へつなぎます。

3 実施主体等

(1) 社会福祉法人京都市社会福祉協議会

役割：事業全般の運営管理、本事業の広報、寄附金や寄贈品の収集及び管理

(2) ライオンズクラブ国際協会335-C地区

役割：寄附金や寄贈品の収集への協力、配送品梱包作業への参加等を通じた支援

(3) 京都市

役割：対象世帯への支援に関する連携、その他必要な助言、研修及び技術的支援

<参考> 「子育て家庭への食品配送・見守り活動等に関する協定」について

(1) 協定の内容

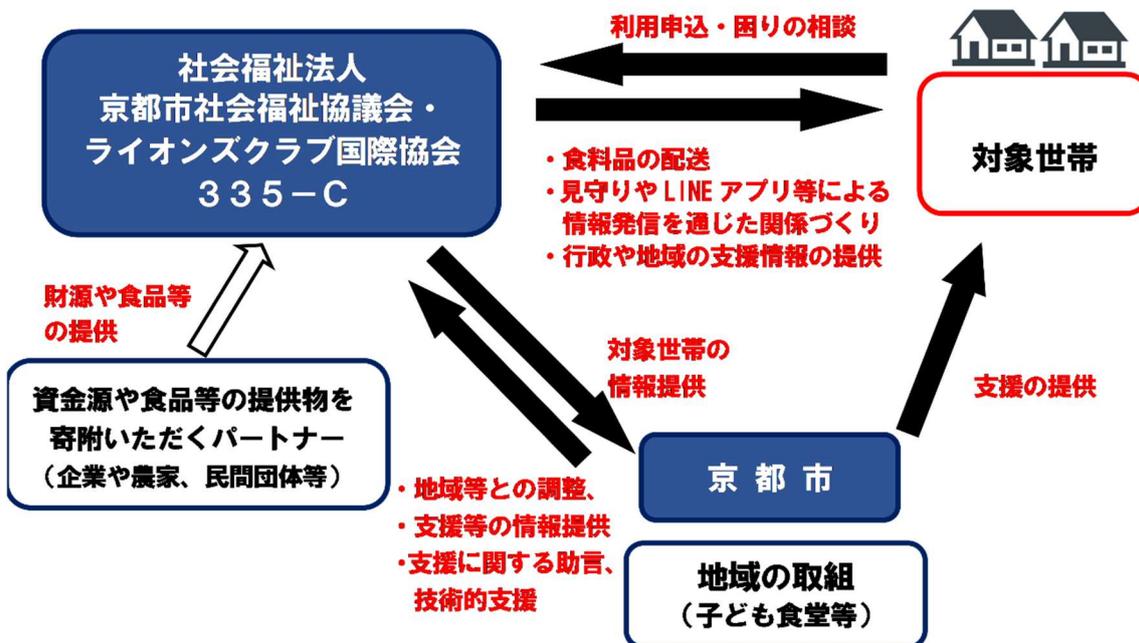
令和2年11月に、本事業（きょうと「こどもみらい笑顔便」）の実施について、社会福祉法人京都市社会福祉協議会及びライオンズクラブ国際協会335-C地区、本市の三者により「子育て家庭への食品配送・見守り活動等に関する協定」を締結したものの。

(2) 協定先及び役割分担

【協定先】



【取組イメージ図】



<お問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 企画担当

電話：075-222-3939

